

日本記者クラブ会報

■研究会 一九九四年六月二十八日（火）

東京都千代田区内幸町二二二
日本プレスセンタービル
○社団法人 日本記者クラブ
電話 ○三三三五〇三二一七二二二

国連における人道・人権活動

横田 洋三
(国際基督教大学教授)

ミャンマーの人権状況に関する国連人権委員会・特別報告者としての経験を踏まえ、具体的に国連の人権・人道活動を紹介した。問題点を指摘し、改善策についても私案を示した。

私は現在、国連の差別防止・少數者保護小委員会の代理委員をやっています。正委員は学習院大学の波多野里望先生で、波多野先生に支障があるときに、私が代わりに出席することです。ジュネーブへ一緒に行き、波多野先生が一日、二日、留守をするときに私が代わりに出るという格好で仕事をさせていただいています。毎年、八月に四週間、ジュネーブで会合を持つております。

差別防止・少數者保護小委員会は経済社会理事会の下にあります。

経済社会理事会の下には、四つのグループが存在します。機能委員会、常設委員会、常設専門家組織、地域経済委員会の四グループです。機能委員会グループの中に、統計委員会、人口委員会、社会開発委員会、人権委員会、婦人の地位委員会、A規約人権委員会、麻薬委員会があります。この中にある人権委員会には、日本も参加しており、五十三か国によって構成されています。

この人権委員会があり、日本から波多野先生と私が出ています。日本政府の代表ということではなくて、日本人ではあるけれども専門家の立場で出席します。二十六人の専門委員から成り、個人の資格で発言し行動します。外務省からの訓令とか指示は一切受けずに、波多野先生ご自身の考え方で行動されます。もちろん、行動される場合には私の意見を聞いたり、外務省の意見も聴取したりすることはありませんが、最終的な責任は全部個人で負いながら仕事をするという、そういう委員会です。

二ページに人権の問題に限った組織図を掲げましたが、真ん中に総会、経済社会理事会、人権委員会、人権小委員会があります。この人権小委員会というのが、実は差別防

目次

国連における人道・人権活動

横田 洋三

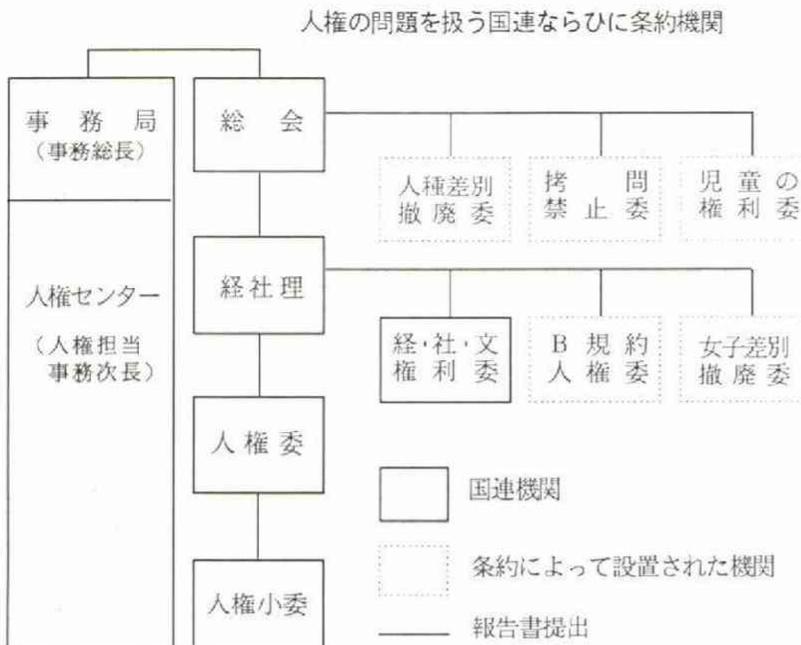
国際基督教大学教授

三重野日銀総裁昼食会質疑応答から

止・少數者保護小委員会の別称です。

もう一つ、私は別の人権の仕事を国連の場でやっています。皆さんにとってはアウン・サン・スー・チーさんの名前で馴染みがあると思いますが、ミャンマー（ビルマ）の人権状況に関する特別報告者という仕事です。

これは、人権小委員会ではなくて、人権委員会の方から任命されているものです。こち



らの方はどういう仕事をするかといいますと、ミャンマーで人権侵害を受けたという人とか、あるいはその人たちを知っている人とか、あるいはアムネスティ・インターナショナルのような人権団体から、私のところにいろいろ人権侵害の状況が文書の形で届きます。手書きで書いた訴えのようなものもたくさんきます。ミャンマー政府に対して、そういうものを基礎にして質問状を出して、回答を得るということもあります。

それから十一月ごろには実際にミャンマーに行き、政府関係者と話をしたり、あるいは場合によると人権侵害の被害者に、政府の目には触れないような形でこっそり会って話を聞くというようなことをしています。

その私の一年を通しての活動の結果を、秋の国連総会へ報告する。だいたい十一月の末か十二月の初めに、国連総会は国別の人権状況の審査をします。

二月の末には今度はジュネーブへ行き、人権委員会に対して、ミャンマーの人権状況についての詳細な報告をします。それぞれの場所で、私が報告をしますと、審議が行われて、最終的にはミャンマーについての決議が出され、人権状況が非常に悪いということを非難して、改善のためのいろいろな勧告を出すということをやっております。

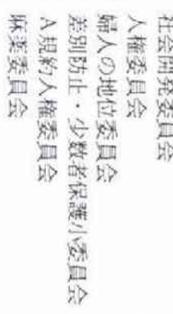
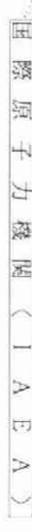
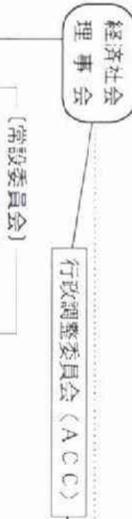
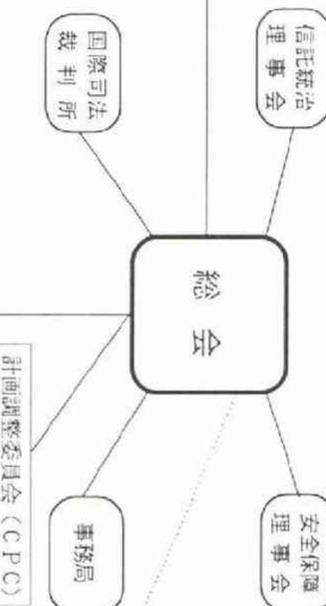
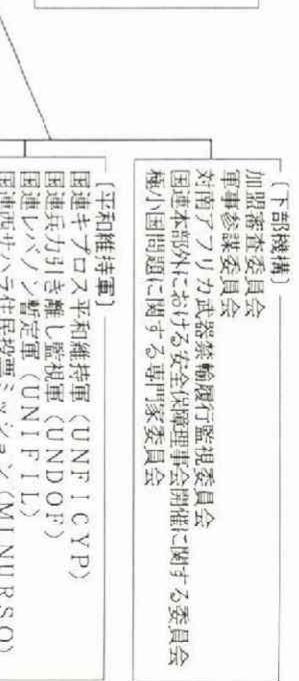
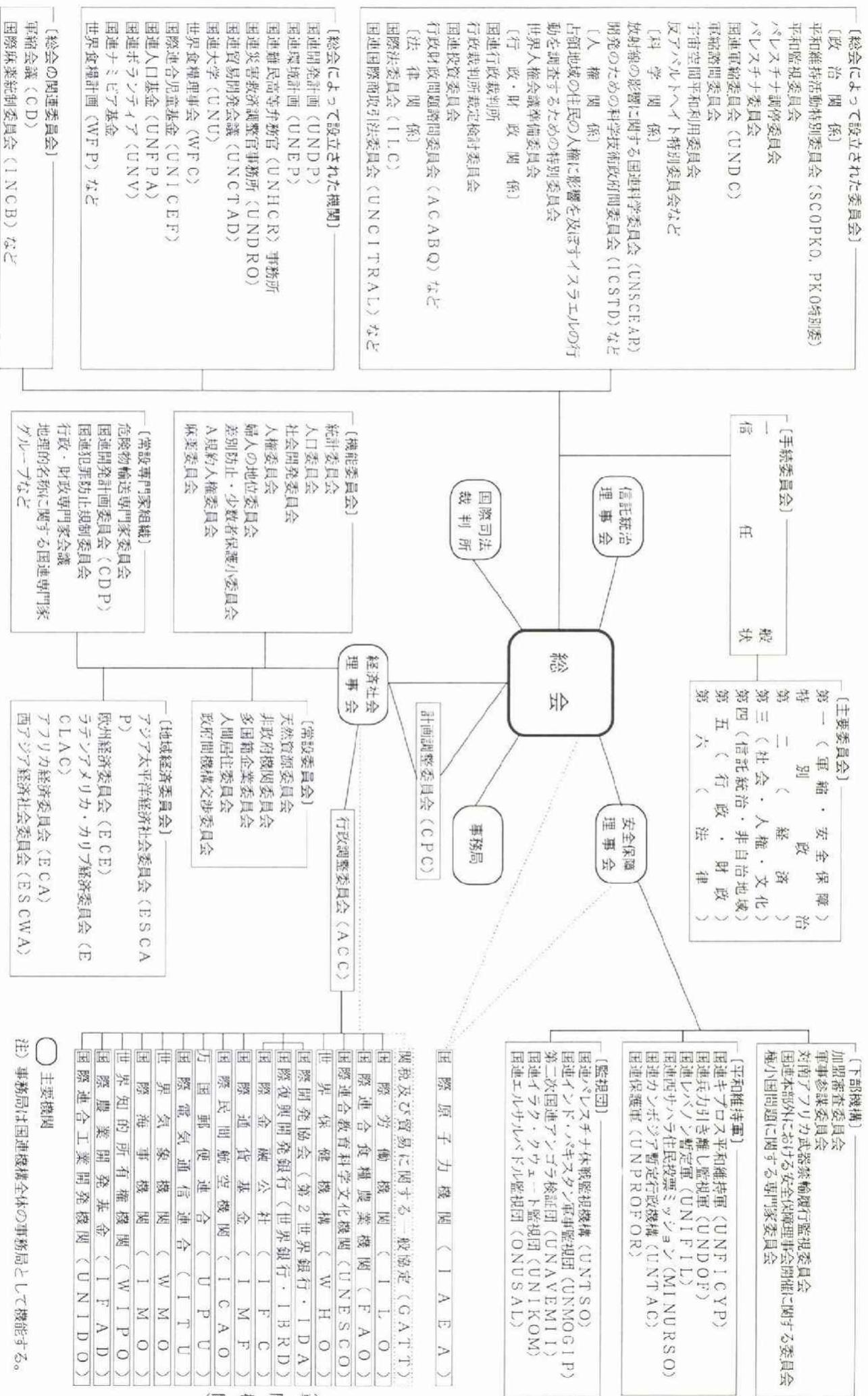
例えば昨年の十二月には国連総会がかなり長文の決議を出しました。その中ではもちろんアウン・サン・スー・チーさんの即時無条件釈放とか、政治犯の釈放とか、その他いろいろな人権問題を解決するための勧告がなされています。同じような決議が今年の三月の初めに人権委員会でも採択されました。そういうような仕事のお手伝いをしているということです。

複雑な組織と権限関係

今日は国連における人道・人権問題の対応ということで、話をさせていただくわけです。が、その前提として、国連システムと国連本体とは区別されなければいけません。きょうの話は実は、この国連本体だけに限ろうと思っています。つまり、いわゆる国連システムに加わる専門機関はのぞきます。これが、一般的に普通国連と言われているものなのであります。ニューヨークに本部があり、ジュネーブとウイーンにヨーロッパ本部があり、あとは世界各地にいろいろな事務所をもつ国連のことです。

もう一つ混同しないように申しあげておきますと、よくマスコミなどで名前の出てくるユニセフ、UNDP（国連開発計画）は国連

国際連合組織図



○ 主要機関

注) 事務局は国連機構全体の事務局として機能する。

の一部です。もう少し厳密に言いますと、これらは機関は国連総会がつくった補助機関ということになります。日本にある国連大学もそうです。ユニセフ、UNDP、UNE P（国連環境計画）、UNCTAD（国連貿易開発会議）、これらは全部国連の一組織です。従って、ガリ事務総長の直接の監督下にあります。緒方貞子さんがつとめている国連難民高等弁務官（UNHCR）、これも国連の一機関になっています。

ただ、非常に難しい問題は、例えば緒方貞子さんは国連事務次長です。アンダー・セクレタリー・ゼネラルです。ガリさんが事務総長です。形式的に言いますと事務総長がいて、その下にアンダー・セクレタリー・ゼネラルがいる。その下にアシスタント・セクレタリー・ゼネラル、日本語では事務次長補と言っていますが、そういうランクがあります。従って、事務総長、難民高等弁務官、そしてその下に事務次長補となるという格好になるはずなのですが、ややこしいのは、この難民高等弁務官というのは国連総会がつくったものだということなんです。

そうすると、三ページの組織図をご覧いたしましたが、事務局が右下にあります。この事務局の長がガリ事務総長です。その権限関

係というのは厳密に言いますと、はつきりと線が引かれていない。事務局から左の方には線が引かれていません。例えば難民高等弁務官の任命の場合には、総会の承認が必要です。ですから、ガリさんが「この人を任命する」と言つても、総会がノーと言えばダメになる。事務総長は推薦はできるが、任命するには総会だという権限関係になっているわけです。

去年だったでしょうか、難民高等弁務官の事務所は、旧ユーゴスラビアで難民に対しても救済活動をやっていますが、戦闘が激しくなったために職員が危険にさらされているということで、緒方さんは難民救済活動を一時ストップするということを発表しました。その翌日、ガリ事務総長が「それはとんでもない。国連としてはこれをやっていく。私の責任でやらせる」と言つた。

こういうことがありました。そういう関係がどうして出てくるのかというと、いま申しあげたような、どこの線から出てくる仕事かということによって微妙に違ってくるということです。

結果的には緒方さんとガリさんとの間で調整が行われて、二人の間の立場の違いが組織的対立にならずにうまく調整されました。うまく二人が問題を処理したのですけれども、

一時ニューヨークとジュネーブとで意思疎通がうまくいかなくて、我々も心配したのですが、それもこういう組織上の位置づけの違いとの関係で出てくることです。

人道と人権の定義の違い

次に人道活動と人権問題の区別ですが、それぞれ次のように定義できます。

人道活動とは、自然災害や人災（戦争、内乱、政治的迫害、経済混亂など）によって生ずる、人の精神的、身体的、経済的、社会的苦痛の軽減のために支援することです。

それに対して人権の問題はどうかといいますと、他の人に対して直接危害を加えること（精神的、肉体的に）を目的として、人が人に苦痛を与えるという、そういうことから逃れることのできる権利のことを言っているわけです。人が他の人の同様の権利を害するところなく、自分だけの権利というわけではなくて、人も同じ権利を持っているということを承認しつつ、人為的に直接加えられる精神的、肉体的苦痛を排して自由に幸福を追求する、他に譲り渡すことのできない生まれなが

らの権利。これが人権だということです。

一応、こういうふうに言葉を区別したうえで問題をみていただきたいと思います。

そこで、国連の人道・人権問題を扱う機関にどういうものがあるかと言いますと、まず総会が一般的に扱います。その次に経済社会理事会がその下で、より専門的に人権・人道問題を扱います。

経済社会理事会は先進国の経済関係だけでなくて、途上国に対する援助の問題など、いろいろな問題を扱うので、その中の一部で人権を扱うということです。経済社会理事会もやはり人権だけを集中的に扱うことはできないということで、その下に人権委員会がつくられています。

どういういきさつか分かりませんが、経済社会理事会は五四の理事国によって構成されていますが、人権委員会は五三の加盟国によって構成されています。その下に人権小委員会と言われる差別防止・少數者保護小委員会があり、これは二十六人の専門委員から成っています。専門委員に事故があるときは代理委員が参加するという形です。

二ページの略図のように中央に縦に総会、経済社会理事会、人権委員会、人権小委員会とあり、その左側に事務局があります。事務総長、そしてその下に人権センターがありま

す。事務総長が一応全体を統括しています。

新設された人権高等弁務官

その下に今度新しくできた人権高等弁務官というポストがあります。クリントン政権の強い主張で、去年の国連総会の決議でつくられたものです。途上国は本当は嫌がっていたのですが、表向き人権のことについてあまり否定的な立場をとることができないということで、なんとなく先進国ベースでつくられてしまつたポストなのです。初代の高等弁務官にアヤラ・ラッソというエクアドルの外交官がなりました。彼はジュネーブの国連ヨーロッパ本部（パレ・デ・ナシオン）で仕事をしています。この人の地位はアンダー・セクレタリー・ゼネラル（事務次長）です。

このアヤラ・ラッソ氏の下に人権センターの所長がいますが、これが一つ問題なのです。人権センターの所長はイブラヒム・ファルというセネガルの人です。

問題はこういうことです。ファル人権センター所長が、人権センターの七、八〇人のスタッフを統括していますけれども、彼は事務次長補です。その上に事務次長のアヤラ・ラッソさんが来たのですが、もう既にファルさんはがっちりと人権センターの組織を握っています。事務

いるわけです。

アヤラ・ラッソ氏の下には多分三、四人のスタッフがいるはずです。形の上では彼が上にきましたから、彼が人権センター全体を統括するということになるわけですけれども、なんとなく浮いているわけです。

ですから、本当に人権センターを掌握できるかどうかは、これから彼の腕の見せどころということです。

日本の官庁で形式的には大臣や政務次官がいながら、その下の事務次官が各省庁を握っているという、こういう姿というのは決して日本に特有ではなくて、官僚組織であるならば、どこにでも起こり得ることのようです。国連の中にもまさにそういうものがあります。このアヤラ・ラッソさんが来て、もちろん実力と意欲のある大臣が来て局長の首をすげ替えるなんてこともやりかねないということもあり得るわけですから、場合によると、彼はその力を発揮するかもしれません。しかし、下手をすると組織全体が彼を宙に浮かせてしまって、彼の言ふことは誰も聞かなくななるという可能性もあります。ですから、そこのところはアヤラ・ラッソさんはトップであるにもかかわらず慎重でなければいけない。そういうような感じになつてゐるわけです。

この人権高等弁務官とは別に、事務総長の

直属で、ニューヨークの国連本部で仕事をしている人道問題調整官がいます。これもまた事務次長です。エリーソンという北欧出身の人が最近までなっていたのですが、この人は事務総長と折り合いが悪くなつて辞めてしましました。その後にピーター・ハンセンという、やはり北欧の人がその地位についています。彼自身は非常に有能な人らしいのですが、組織上、果たして彼が有効に職務遂行でできるかというと、そこは疑問だという意見もあります。ともかく、このようない形で、事務局の組織ができているわけです。

人道活動は自立的補助機関で

これとは別に自立的な補助機関、総会がつくった補助機関として難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連災害救済調整官事務所（UNDRO）、それから国連児童基金（UNICEF）などがあるわけです。

この三つの補助機関が、国連で人道問題を扱う機構になつています。人権と人道が国連の活動でどう違つてくるかと言いますと、重なる部分もあるのですが、分かりやすく言いますとこうなります。

人権というのは、個人が持つている権利で、それを国が侵害するわけです。国でない

場合もありますが、国が侵害するのが一番問題なのです。私のやつていていますミャンマーという国の場合には、まさに国が国民に対して政治的自由とか市民的自由を制限して、表現の自由もない、集会・結社の自由もない、政治活動の自由もないというような状態です。その国に対して人権を守りなさい、と国連の方からいろいろと働きかけをしています。

この活動は言つてみると、国に対して、こういうことをしてはいけない、あるいはこういうことをしなさいということを勧告する、一種の規制的な活動なのです。

それに対して人道問題の場合には、先ほどの定義からもお分かりいただけますように、起こつた問題から生じる人間の苦難となるべく少なくするための方法を提供するということになります。災害が起こつてくることは止められません。特に天災の場合には止められないわけです。台風とかサイクロンが来るというのを止めるわけにはいかない。従つて、こちらの活動は規制的ではありません。必要な物資やサービスを国連の方から提供するというものです。こういう活動を国内の行政法では給付活動と言っています。これを国連の用語ではオペレーション・アクティビティーズ（業務活動）といっています。

この業務活動の方は、国連総会がつくった

補助機関がある程度自立して資金をつくり、そして独自のスタッフをもつて行うということです。UNHCRも、UNDROも、UNICEFもそういう機関なのです。事務総長の指揮下にあるとはいっても、お金も何もかも全部別で、若干独立しているわけです。そういう組織を軸にして、国連の人道活動が展開されています。

以上に他に条約設置機関というものがあります。これは説明を細かくしていきますと長くなりますので、ごく簡単に申しあげます。人権関係の条約というのはたくさんあります。二十幾つあります。その条約の全部ではありませんが、主なもの、たとえば日本も批准した児童（子ども）の権利条約や女子差別撤廃条約、こういうものの場合は、条約の規定がどの程度各国によって履行されているかを監視するための委員会ができます。これが条約設置機関と言われるものです。

市民的、政治的権利に関する国際人権規約（B規約）というのが、一九六六年に国連総会で採択されました。これは経済的・社会的権利に関する国際規約（A規約）と一緒に採択されました。それに、それぞれ委員会がつくられております。B規約委員会には日本からは京都大学の安藤仁介先生が委員として出ておられ、現在は委員長をしています。非

常に重要な仕事です。

それから人種差別撤廃条約の下で、人種差別撤廃委員会というのがつくられています。さらに女子差別撤廃条約の下にも、女子差別撤廃委員会というのがつくられています。拷問禁止条約の下には拷問禁止委員会、児童の権利条約の下には児童の権利委員会があります。

国連の組織も、私がいまご説明したように非常に複雑ですので、きっちと正確に把握していないと、やはり不正確な説明になる恐れがあります。人権関係の問題だけに絞つて議論をしても、これだけ複雑な関係になつているということです。

条約と宣言採択をテコにして

それでは、国連によつて、こういう組織を通じて、どういう形で人道・人権問題が処理されているかということを次に話したいと思います。いったい国連はどういう活動をしているのかということです。

先ほど大ざっぱに、人権関係は規制的な活動、それから人道問題はどちらかというと業務的な活動と申しましたけれども、もう少し細かく見ていくと次のようになります。

まず第一に、条約案の起草、採択、それか

ら批准の促進、履行の確保というような活動をしておりまます。これは主に人権の分野です。人権に関するいろいろな条約が起草され、国連総会で採択されます。採択されますと、各国に対し批准するようにという、一般的な圧力が加えられます。批准すると今度はそれをきっちと履行するようにというよう圧力が加えられます。

それから、基準設定と監視という活動をしています。これは条約案の起草と似たようなことなのですが、つくるものは条約ではありません。宣言なのです。条約と宣言とはどう違うかと言いますと、宣言は採択されるだけですが、条約案は採択された後、各国に批准のために開放されます。一定数の国家が批准しますと、これは条約になります。日本の場合も憲法九八条二項で、「日本国が締結した条約は、これを誠実に順守することを必要とする」と規定していくとして、条約となりますと、これは日本の国内でも法的な効力をもちます。裁判所もこれを適用しなければいけなくなります。

これに対して、国連総会などが採択する宣言は、今年か来年にはアイヌ民族などを含む先住民の権利に関する宣言というのも採択されると思いますが、こういう宣言が採択されればそれでも終わりです。批准・発効とい

う手続きはありません。厳密に言えば法的に守る必要はないのですが、全然守らなくてもいいのかというと必ずしもそうではない。法的に拘束力がないにもかかわらず、監視活動が国連の方で行われるという一つの現象があるわけです。モニタリングが行われるわけです。

法的には守る必要はないと言われていても、しかし守ることが望ましいことであるというふうに促されているということです。それができない場合には、なぜできないのかということを説明しなければいけない。そういう立場に各国は追い込まれるわけです。途上国などはお金がないとか、まだ国がいろいろ他の問題にプライオリティーがあつてできないというような言いわけがたつわけですが、日本のような国になりますと、お金がないとも言えないし、まだ国が新しいのでとも言えないということで、そうすると守らないのはなぜかと、日本のような国に対しては厳しい追及が行われることになります。

それから、国連機関が人道・人権分野で行つてある活動に直接援助活動があります。これは主に業務活動と言つていいと思います。医療、食糧品、それから医療サービス、衣類、簡易住宅といったような衣食住関連ですが、これは主に人道問題の解決のために提供

されるものです。UNHCRとかUNDROとかUNICEFというのは、そういう活動をしています。

このほか、国連はアドバイザリー・サービスというのをやっています。これは何かといふと、要するに、各国の人権・人道問題に関する人といいますか、職員をトレーニングするということです。いろいろなレベルでやります。人権について言いますと、人権侵害を犯しやすい人、具体的に言うと兵士、それから警察、刑務所の職員、こういうような人たちに対して、人権を守ることがいかに必要かということをきちっと教える。そういうトレーニングコースもあります。

国によっては、例えばナミビアのような新しい国ができますと、憲法をつくることになりますが、そのときに、憲法の中に人権関係の規定をどうやって入れるかというアドバイザリー・サービスもやっています。一種のコンサルタントです。

日本も明治になって新しい近代国家をつくりましたときに、お雇い外国人というのをたくさん雇いました。ボワソナードというような有名なフランスの法律学者が日本に来て、いろいろと新しい法律を整備するときのアドバイザーになつたわけですけれども、そういう役割を国連の機関、特に人権センター

の職員や人権センターから依頼された専門家が行うことのあるのです。私の聞いたところでは、モンゴルの新憲法制定の際には、国連人権センターのアドバイザリー・サービスで送られた人が協力して、人権規定を充実させたということです。

もちろん、広報活動のようなこともやります。PRです。人権を守るためのいろいろな広報活動です。

人権侵害の訴え年間二万～三万件

それから、もう一つ具体的な人権問題に対する調査・報告・審議・勧告というようなことを国連はやります。私がミャンマーについてやっていることがまさにこれに当たります。これには二種類あります。一つは一五〇三手続きと言つております。一五〇三というのは何のことではない、元々は経済社会理事会の決議番号です。

これは非公開で行われるところに特色があります。国連の人権センターには世界中から人権侵害の訴えがたくさん来ます。だいたい年間二万件から三万件ぐらいきていて、人権センターでこれをスクリーンしますが、その場合三つぐらいの基準があります。

一つは重大かつ大規模な人権侵害であると

いうことです。拷問であるとか虐殺であるとか、生死を分けるような、そういう重大な人権侵害が大量に起ころういうことが一つです。

それから二番目は、システムティック・パターンと普通言っていますが、継続性とか、あるいは組織性というか、つまりたまたま間違つて犯してしまったということではなくて、その国の構造や政策から出てくる性格のものであるということです。

もう一つはその情報がリライアブリー・アテストドと言つているのですが、十分信頼のにおける情報源からきているものであるということです。

新聞記事というのは、その場合にリライアブリー・アテストドかどうかが、人権委員会で問題になつたことがあります。日本とかアメリカでは比較的信頼されているのですが、ご存じの通り多くの国では新聞をいろいろな組織や団体が自分たちに有利なよう使っていますので、新聞記事だけをもつてきたのではどうも信用できないという場合があります。人権委員会では、新聞の記事は信憑性を裏付ける唯一の証拠であつてはいけないが、それを傍証する証拠としては十分に利用すべきであるということにしています。何々新聞でこういう報道があつただけでは

ダメで、さらにもう一つしっかりとした裏付けを必要とするというようなことです。

そんなことで、①重大かつ大規模である、②計画性・組織性がある、③情報に信憑性がある、という三基準に照らして二万件から三万件の情報を人権センターの職員がスクリーニングしていくわけです。その後人権小委員会でスクリーニングして、だいたい一〇〇から場合によつては五〇ぐらいに絞ります。そして、その中でもさらに重大だと思われるものを、小委員会ではなくて人権委員会の方に上げます。人権委員会でさらに重大だと思われるものは、経済社会理事会に上げ、総会にまでもつっていくのですが、普通一五〇三手続きのときには人権委員会止まりです。というのは、先ほど申しましたように、一五〇三手続きというの是非公開だからです。

なぜ非公開かというのはいろいろな理由があるのですが、一つは訴えてきた人の所属とか名前とかをはっきり書いてありますので、これを明かすと、場合によるとその人たちに対して政府が何かの措置をとる心配があるということで、訴えてきた人たちを保護するという目的があります。

それから同時に、非公開にしておくと、訴えられた政府としては、あまり新聞やテレビに出にくいものですから、それならばまあい

いかな、という感じがあるのです。そうするとどういうことになるかと言いますと、人権委員会の方では公開にするぞということが、一つの圧力にできるわけです。非公開の間に何とか処置しなさいというプレッシャーをかけることができるというわけです。ダメならば公開しますよ、とこういうことになるわけです。

次にだれがみても明らかな人権侵害のケースの場合には、はじめから公開手続きでいきます。一番いい例はボスニア・ヘルツェゴビナを中心とする旧ユーゴスラビアにおける人権侵害で、これはいきなり公開になります。翌年からはアウン・サン・スー・チーさんがノーベル平和賞をもらつたということもあって、非常にメディアの注目を集めようになりました。私が行くとなりますと、あちこちからインタビューもされます。インタビューユに答えるのもなかなか難しいのです。私が下手なことを言いますと、ミャンマー政府はすぐに強く反応してきます。逆にミャンマー政府の側に立つたような発言をしたら、今度は人権団体や反政府団体から猛烈な突き上げがあります。そういう意味でも非常に難しい仕事なのです。ですから、公開手続きになりますと、特別報告者として行く人にに対する心理的なプレッシャーというのはどうしても大きくなります。

ミャンマーの場合は、まず一五〇三の秘密手続きで始まりました。これはほとんど新聞などで公になっていますから言つてもいいと思いますが、一九九〇年に一番最初に、この非公開の手続きで国連を代表してミャンマーに行つたのは緒方貞子さんなのです。その後すぐに緒方さんは難民高等弁務官になりました。その翌年も秘密手続きでだれかを送るということになつて、私のところに声がかかつた。私は秘密手続きで一九九一年にミャンマー

に行き、結果を国連に報告しました。

その私の報告に基づいて、もうこれでは秘密手続きではダメだというので、公開手続きでやるということになったのです。九二年、九三年の二回、公開手続きで私がミャンマーに行き、調査・報告しました。ですから、私にとって最初の年の訪問のときには秘密でしたので、あまり知る人も多くなかつたのです。翌年からはアウン・サン・スー・チーさんがノーベル平和賞をもらつたということになりました。私が行くとなりますと、あちこちからインタビューもされます。インタビューユに答えるのもなかなか難しいのです。私が下手なことを言いますと、ミャンマー政府はすぐに強く反応してきます。逆にミャンマー政府の側に立つたような発言をしたら、今度は人権団体や反政府団体から猛烈な突き上げがあります。そういう意味でも非常に難しい仕事なのです。ですから、公開手続きになりますと、特別報告者として行く人にに対する心理的なプレッシャーというのはどうしても大きくなります。

国連による人権・人道問題の処理の仕方がいまのようない形で行われているわけですが、ではこれにどういう問題点があるかということを次にお話したいと思います。最初に明ら

かなことは、私の今までの説明でもお分かりいただけますように、組織が非常に複雑なのです。私も国連で人権問題をやるようになって五、六年してようやく分かり始めたかなという感じでした。ですから、恐らくちょっと聞きかじったくらいではよく分かりません。それから一、二年たちますと、状況が変化してしまうということがあります。

例えば去年までのことしか知らない人は、人権高等弁務官というのは知りません。人権高等弁務官は今年から任命されているのです。私もごく最近まで知らなかつたのですが、人権高等弁務官ができたら、行政改革の時期ですから、前にいた人道問題調整官といふのは、もういらなくなつたと思っていたのです。ところが、そうではない。ちゃんと、新しい人が任命されました。

私が経験した具体的な例を一つ紹介したいと思います。昨年の十一月に、私はミャンマーの特別報告者としての仕事で行きまし。その仕事の中の非常に重要な部分といふのは、ミャンマーの人権侵害の被害者に会つてインタビューすることです。私はだいたい五〇人から六〇人ぐらいに会つてインタビューするのですが、そのときには大方の相手はビルマ語しかできませんので、通訳をつれ

ていく必要がありました。そのことを私が言いますと、国連の人権センターの方から、財政難で通訳のお金がないという返事なのです。つまり、通訳は連れていけないということです。

どうしたらいいのだろうと言つたら、ミャンマー政府が通訳を提供してくれるというのです。しかし、人権の被害者をインタビューするのに、政府が提供した通訳を使うというのはどうでしょうか。私は非常に困りました。ファルという人がそのとき人権センターの所長でしたから、その人に何とかしてほしいと訴えたわけです。ファル氏の方は、一生懸命事務総長に言つて、国連の財政問題を処理する人に連絡をとりました。それがうまく功を奏したのだろうと思いますけれども、出発の一週間前に通訳の出張旅費が出たということです。

先ほど通訳の話をしましたけれど、国連 자체非常に資金不足で、そういう活動にたいして十分にお金が出せないという問題もあります。いま人権問題に国連が割いている予算是どのくらいかご存じでしょうか。国連の年間予算というものは十二億ドルぐらいです。最近の為替レートでは一ドル一〇〇円で計算できるようになりましたので、国連の年間総予算は千二百億円くらいです。人権関係はそのうちの一%です。人権にさかれているお金は二億円です。決して多い金額ではないのです。

それから情報とか研究が、人権問題では非常に不足しております。もちろんお金がないからできないこともあります。でも、中国は頑として譲らないで結局最悪国

待遇の一年延長を獲得したということからも明らかのように、主権の壁を突き抜けるといふことが非常に難しい分野です。

私もミャンマーに行つていろいろ調査するのですけれども、ぎりぎりのところで、私の勧告はほとんど壁にぶつかってしまいます。

「アウン・サン・スー・チーに会わせてください」と言うと「ノー」。それから「政治犯に会わせてください」と言っても「ノー」という感じで、その国家がノーと言つたら、我々にはそれ以上力が及ばないというようなところもあります。

ことほどさようにはぎりぎりのところまで、どうやって処理していくか分からぬといふような問題があるのです。組織の複雑さがそういうことを招いていると思います。

その上人権問題というのはご存じの通り、今度の中国に対するアメリカのプレッシャーでも、中国は頑として譲らないで結局最悪国

ういう問題もあります。それから人権問題は政治的あるいは経済的な問題と複雑に入り組んでおります。例えばインドネシアの東チモールの問題とかミャンマーもそうです。それから中国のチベットの問題も、これらはみんな少数民族の独立の問題がからんでおります。人権侵害の状況は悪いのですけれども、それを何とか改善しろというと、そうすると独立を支援することになってしまいます。人権侵害の状況に対する介入になります。政治的な問題にならぬといふことになります。そういう複雑な絡みになってしまいます。

経済との絡みでも複雑です。いわゆる援助、あるいは対外投資をする場合に、人権侵害を極端に行っている国、ミャンマーのようないい国に対しては援助すべきではない、対外投資をすべきではないというプレッシャーがあります。これに対して、やはり人権の問題と経済活動とは切り離すべきだという意見もあって、そういう意味でも単純ではありません。

人権・人道を扱う独自の理事会を

そこで、私の国連での六年ぐらいの経験、ミャンマーの特別報告者という意味では三年の経験なのですけれども、そういうものを通

して感じたことで、どういう改善の方法が考えられるかという点に話を移したいと思います。実現の可能性のあるものもありますし、ないものもあるのですが、まず審議機関のレベルでは、私は経済社会理事会というのは人権問題に関してはほとんど頼りにならないと思います。もちろん経済社会理事会は重要な組織なのです。しかし頼りにならない。なぜかというと、経済社会理事会に集まつてくる人が、ほとんど経済の専門家だからです。だから人権問題に関心がないということです。それに扱うべきテーマが多すぎて、人道・人権問題だけに時間をさくことができないという問題もあります。

ところが、経済社会理事会は国連の主要機関ですから、予算の決定権をもつてているのです。人権委員会は補助機関で予算権限がありません。ですから、変な話ですけれども、私はミャンマーの特別報告者として、人権委員会によって三月にもう既に任命されていました、もう一年やるようになります。しかし、いまの時点では私は活動できないのです。アウン・サン・スー・チーさんは七月二十日に自宅軟禁されてから五年目を迎えます。ミャンマーの法律では五年以上は本当は自宅軟禁できないはずなのです。私は、釈放されるべきであるということを報告書でも言つており、

そのことはミャンマー政府を非常にいらだたせているのですけれども、七月二十日というのは非常に大事な時期です。私は、私の立場で本當は何かしたいのですけれども、予算がないのです。私には何も予算がついていない。いつづくかと言いますと、七月の終わりに、私の人権委員会の任命を経済社会理事会が承認することによって初めて予算がつく、こういう格好なのです。

ですから、七月の終わりか八月の初め頃から、私は初めて特別報告者として活動できるというになります。このクリティカルな時期に、私が何もできないというのは本当にいらだたしいことなのですけれども、国連の組織ではどうしようもないということです。こういうことですから、経済社会理事会がもつとしっかりとしなくてはいけない。ところが経済社会理事会は大きすぎて、しかも経済の専門家が集まるために、人道・人権問題がおろそかになる。こういう傾向があるということで、結論は、経済問題と人道・人権問題を分けなさいというのが私の考え方なのです。これはうまくいかどうかは分かりません。国連憲章改正を必要とするからです。

ただ、現実には信託統治理事会というのはいまもうほとんど機能していません。信託統治地域というのはほとんどないからです。確

かベラウ（パラオ）というところしか残っていません。しかもこれは安全保障理事会の方の管轄の部分なのです。このように信託統治理事会は、もうほとんど機能を停止してしまっており、同じ理事会で機能停止したものをしておくよりは、別のものを作った方がいいというのが私の考え方です。信託統治理事会をなくして、経済理事会と社会理事会、もうちょっとと言うと経済開発理事会と、それから社会人権理事会の二つをつくって、人権問題、社会問題、人道問題を扱う理事会を独自にした方がいいということです。

それをやるときには、いまの五四か国といふ理事国の数を半分ぐらいに減らした方がいいだらうと思っています。五四ではもうとも審議はできません。やはり二五から三〇ぐらいいが適当で、それ以上大きくならない方がいいというのが私の考え方なのです。

人権小委員会と人権委員会を一つに

また、人権委員会と人権小委員会というのも、私の経験では非常に問題があるのです。人権小委員会で議論するのは八月です。そこで結論を出すと、人権委員会が翌年一月末から三月初めまでの六週間の間に、その問題を審議して結論を出します。そしてその後、経

济社会理事会、総会の順です。実際に私の出ている人権小委員会で物事を扱って、実るまでに最短で一年三か月ぐらいかかります。もつとかかることが多いのです。これでは、とても緊急の人権問題に対しても対応できません。

私は人権小委員会と人権委員会を一緒にしたらどうかと考えています。専門家三〇人くらいの委員会にして、いまの人権委員会には国家代表が入っているわけですが、それはさつき言いましたように経済社会理事会を二つに分けて、そっちに国家の代表が入っているので問題ないと思います。

それから事務局の方では、私は人道問題の調整官はいらないと思います。これには、そのポストを握っている北欧の国は猛反対します。北欧の国は、国連に対している貢献をしてきています。これまでにも歴代二人、非常に有能な事務総長を出しています。国規模の割にはたくさんお金も出しています。PKOにも協力しています。

そういう意味で、国連に対する北欧の国々の貢献度というのは非常に高いと言えます。それはアブリシエイトしますけれども、しかし、それにもかかわらず、だからと言つて、これは北欧のポストだということで、不必要なポストをそうやって北欧出身者のために確

保するというのは問題です。

そうは言つても、この案には北欧の国は反対すると思います。

それから人権センター、さつき言いましたように、着任したばかりのアヤラ・ラッソ人権高等弁務官とファル人権センター所長との間では多少水と油、喧嘩しているというわけではないですが、一種の違和感があるわけです。

私は、これは全部一緒に、人権高等弁務官が任命された以上は、彼がセンターを掌握した方がいいと思います。これにはイブラヒム・ファルを応援している途上国、特にアフリカ諸国は反対すると思います。日本の政治によく似ているわけで、国連でも派閥ができてるわけです。しかし、その派閥のポリティックスでもって物事を決めてはまずいのでは、組織の合理的な構造という点からいって、やはりそういうところは調整すべきです。

ただし予算は、いまの額は非常に少ないと思います。いま一千万ドルぐらいですから、これをやはり三倍ぐらいにする必要があると思います。スタッフも三倍ぐらいの二〇〇人ぐらいにする必要があるだろうと、私は思います。

各国に人権擁護委員ネットを

それから、これは私の希望であり、夢であるのですけれども、日本にある人権擁護委員のシステムを国際的につくることが非常に重要だと思っています。ミャンマーの特別報告者をやっていまして、痛切に感じることは、二週間行って、現地で視察して、後は文書で来るものだけでもって、ミャンマーの人权状況を調査し報告する、というのは非常に難しいことです。

私は、やはり常駐の人が日常的に、その国の人権状況を見ていることが必要だと思います。従って、一八四か国の全加盟国に人権擁護委員を置くべきではないかという考えを持っています。

これはコストはかかりますけれども、一般に考えているほど高いものではありません。例えば一人の人権擁護委員を、全加盟国に、大きな国には二人として、仮に二〇〇人任命するとします。一人にいろいろなコストもありますから、仮に二十万ドルとしましょうか。二十万ドルかける二〇〇ですから四千万ドル。つまり四十億円です。決してそれほど大きな金額ではない。特に日本の場合にはそれぐらいは楽に出せるぐらいのお金ではないかという気がします。四十億円で、それだけ

大規模な人権通報システムができるわけです。そして、その世界中から集まる報告をもとに、国連が毎年、国連の人権報告書というものを出すということが重要です。これは国連という世界的、中立的機構をバックに権威がありますので、そういうことが必要ではないかと思います。

活動の方では、政治、経済問題との調整が必要だと思います。それから資金を何らかの形で創出しなくてはいけません。また人権の分野でNGOがいろいろと活動しておりますので、そのNGOの協力を得ながら、健全な協力関係を築く必要があるだろうと思います。

最後に、何が人権侵害と判定する基準なのかということと、国連の人権活動と国家主権との関連について、私なりの考え方をお話して終わりにしたいと思います。

人権が国により、その文化・社会・歴史状況が違えば、それに応じてやはり違いが出てくるのではないかという議論は、この数年ずっとあります。去年の六月のウィーンの世界人権会議でも、このことは議論されました。結論は、多少玉虫色ですけれども、いわゆる人権の普遍性ということを一応確認はしました。普遍性というのはどういうことかといふと、地域的な違いというのは人権の場合には

考慮されないというか、つまり普遍性、全世界に適用されるということを確認したのです。しかし、その場合にも地域的な特色に対して配慮するという文言が一つ入っております。それをどう理解するかということなのでありますけれども、私はこういうふうに考えております。

人権を国とか地域とか宗教とかでもって別々に定義するということになりますと、人権という概念そのものが恐らく自滅してしまうと思うのです。つまり、人権というのは人であるがゆえに持っている権利です。だから日本人の人権となると、もうそれは人権ではなく、日本人の権利となってしまうと思うのです。

中国人であろうが日本人であろうがまさに人種、性、それから出身、そういう区別を全部離れて、人間であるということだけで共有するものが人権です。これはまさに普遍的でなければいけない、というのが私の考え方です。ではこれをどうやって判定するかということになるわけですけれども、私はいま広く一番使われる基礎は、一九四八年の世界人権宣言だと思います。幸いなことに世界人権宣言を否定する国は世界中どこにもありません。これを否定するという人もほとんどいません。文化的に違いがあるとか宗教的に違い

があるとか言つても、例えばイスラムの国であつても、世界人権宣言を否定するということはないのです。

そうしますと、そこをベースにして、後は個別の問題について対話していく以外にないのでないでしようか。例えば、ミャンマーの場合、私が行つて、これが人権侵害だという場合を考えてみましょう。例えば兵士による市民に対する強制労働があります。銃で引き立てられて、一日五十キロの重い荷物を十時間も持つて行軍させられます。与えられるのは一日に一握りのお米と塩だけです。そういう状況を、私は明らかに人権侵害だと思うのです。

これをミャンマーの側が、「それはミャンマー人にとって当たり前の生活だ、全然人権侵害だと思わない」と言えば、確かに人権に対する理解の違いが起こつてくると思うのですけれども、ミャンマー政府の人も、もしそういうことがあればそれはひどいと思つてゐるらしいのです。彼らが言うには、そんなことをやつてません、というのです。そうすると基準についての意見の違いというのは実はないのです。事実があるかないかの違いに変わるのでです。

ですから、個別の問題を一つ一つ取り上げていくと、意外に途上国と先進国、日本とア

ジアの国、あるいはヨーロッパとアジアの国との間に、人権の基準についての大きな違いというのはほとんどないのではないか、というのがいまの私の感じです。

女性に対する差別の問題も、例えばアメリカと日本では違うことがよく言われます。皆さんの会社も関係があるかもしれません、いま就職で、女子が非常に就職難にぶつかつているということで、新聞でもテレビでも報道されています。私はこれは人権侵害だと思うのです。憲法一四条に違反する、性に基づく差別だと思うのです。しかし、どうも日本ではそういう感覚はないみたいです。

人権問題に非常に理解のある人でも、入社の時の女子に対する扱いは差別ではないと思っているようです。このあたりは時間がかかるかもしれません、やはり差別ということになる可能性があると思っています。実際に差別されている女性も入れて議論をしながら深めていくと、そうなると思います。

いまから三十年前には日本では最高裁判所でさえ、女子の定年が三十六歳とか四十歳で、男子の定年が五十五歳というのは、これは合理的な基準に基づく差別であつて差別ではないという判決を下していたのです。これはいまではとんでもない考え方で、最高裁判所は認めません。

そういうことで、同じ国でも考え方の違いが出てくるわけで、時代によって変わつてくると思います。ですから、基準は全世界で共通だとまず設定し、そのうえで、それを具体的にどう当てはめていくか、解釈適用していくかという場面において、地域性というのはあると思いますけれども、しかしそれを議論し、関係者の間で話し合いをすることによって、世界全体が同じ解釈に近づいていくことは可能であると考えております。多少楽観論かもしれません、そういう考え方を持つています。

また、人権外交あるいは国家主権の問題ですけれども、簡単に申しますと、私は、国と国の中でも人権についての発言はあっていいのだと思います。批判はいいのですけれども、それをアメリカの人権外交のようにプレッシャーをかけるということには慎重になつた方がいいだろうという考えをもつています。

ただし、国連が扱うことについてはあまり問題はないと思うんです。それはなぜかといいますと、国連憲章の中に、人権問題についての国際協力を推進することが、国連の役目であると書いてあります。だからいくら国家主権云々といつても、国連はそのことを扱えるのです。ですから、まさに国連が扱え

いのであって、それを二国間の外交の一つの道具として人権を使うということになると、摩擦が起ころうとする場合があると感じます。難しい問題なのですから、私は国連のような権限がある機関が人権問題についてもつと積極的に活動していくことで、難しい問題で簡単には乗り越えられないんですから、問題解決の道も開けてくるのではないかと考えています。（文責・編集部）

■一九九四年六月二十四日（金）

三重野康日銀総裁昼食会質疑応答から

松本（日刊工業OB） 三重野総裁の四年半、まだ半年がんばっていただくわけですが、非常に激変の時期だったと思います。

その中で公定歩合は三回上げて、七回下げました。この間マネーサプライも一二～三%からマイナスまである。文字通り振れの大きい時代だったと思います。

先ほど総裁は「金融政策には柔軟な判断と対応が必要」ということをおっしゃいました

横田洋三氏（よこた・ようぞう）略歴 一九四〇年生まれ。国際基督教大学卒業後、東京大学大学院博士課程修了。国際基督教大学助理教授、准教授を経て、七九年から教授。八八年から国連差別防止・少数者保護小委員会代理委員。著書に『国際機構論』（編著、国際書院）、『国連再生のシナリオ』（監訳、同）、『二十世紀と国際機構』（国際関係基礎研究所）など。

三重野 金融政策について、さまざまな批判があることはよく存じております。私どももいつも謙虚に受けとめる努力をしているつもりです。ただ、この間については、先ほど申し上げましたように、私どもは少し長い目で見て、バブル期のいろんな行き過ぎを整理して、新しい日本経済の発展の基礎を築くという考え方で、一貫して政策運営を行つてきているつもりです。

私どもの考え方をご理解願うという意味で申しあげるならば、バブルが発生したときに金融政策が緩和をしすぎて、それを引き締めに転ずるのが遅かったのではないかというのは、これはある程度当たつてている。もちろん、金融政策だけでバブルが生じたわけではないことは、皆さんもご存じの通りだと思います。

しかし、金融緩和が長きにわたつたことが、バブルをもたらした一つの原因であることは疑いない。もちろん、金融当局には若干の弁解があります。というのは、あの当時は、いわゆるプラザ合意以降、日本は大きな国際収支の黒字を減らすために、内需中心の経済構造に転換しなければならなかつた。そのためには、金融緩和に転じたのは当然です。しかもその間、いわゆるフローの物価はマイナス成長であつたわけです。

したがって、金融を引き締めというか、中立に戻す転機が遅れたというのは事実だと思います。むしろ、そのときにはまだ世の中には、いわゆる資産価格の上昇に対し金融政策で対応をするのは誤りであるという議論も多かったことも、よく存じています。

しかし、私としては、金融に責任があつたということを一つの教訓として、今後の金融政策の運営にあたって、資産価格そのものを

金融政策の直接のターゲットにすることはできませんが、資産価格の動向というのを視野に入れなければならない、ということは肝に銘じているわけです。

次に、バブルの調整が長期にわたったのは、金融が緩和に転ずるのが遅かったからではないか、という批判があります。

緩和に転じたのは九一年七月一日です。昨年、経済企画庁に学者の方々が集まって、バブルのピークというのは九一年四月だった、という結論になつたようです。四月がピークで公定歩合の引き下げが七月一日ですから、わずか二か月後に緩和に転じたわけです。これはいろんな指標が少し遅れて出ることを考えますと、決して、いはって言うわけではありませんが、間髪を入れず緩和に踏み切つているわけです。

むしろそのときに、いわゆるバブルを再び

発生させるのではないか、という批判もありました。私などは、緩和に転じたことで鬼平の十手を取り上げられました。しかし、それはそれとして、その後経済の実態に則して整齊と下げて、一・七五%まで下げているわけです。いつも申しあげるのですが、「中・長期的に見て日本経済をいい状態にもつて行きたい」と、私どもはわりに長いものさしで見ているわけです。その調整が円滑に行われるよう配慮しながら政策運営を行つたわけです。

にもかかわらず、調整が長くなつたのはなぜか。冒頭の話の中でも申しあげましたが、大きな三つの調整が同時に進行したためなのです。ですから調整が終われば、今の金融緩和はかなり効いてくるのではないか。もう一度申しあげると、一貫して中・長期的に見て、日本経済をインフレのないバランスのとれた、長続きのする成長にもつていこうといふ結論になつたようです。この物差しは中央銀行の物差しとしては適当であると思っています。

世の中にはいろんな物差しがあります。世の中のいろんな物差しについて、いいとか悪いとか言っているわけではありません。しかし、中央銀行は中央銀行の多少長い目でみると物差しであることにレゾンデートルがある

わけですから、ほかの物差しにおもねつたり、妥協したりすることは適当でない、と考えています。しかし、最善を尽くしたからといつて、最良の結果が出るとは限らないことは百も承知している。私どものとった金融政策の考え方はそういうことです。これに対する評価については後世の史家に待たなければならぬと考えています。

内藤（NHKOB） 日本経済の潜在成長率についてうかがいたい。一応景気が調整を完全に終えて、巡航速度に乗つかった場合、乗つかる時期はいつごろと読んでいらっしゃるのか。もう一つは巡航速度として、つまり潜在成長率を九〇年代で、どれくらいと考えていらっしゃるのか。これが第一点です。

第二に、市場との対話とかいろいろ情報を正確に汲み上げるということをおっしゃいました。日銀は卸売物価を監視されているわけですが、その中に、土地取引とか株価の動向、こういうものが入っていない。しかしながら、経済の実態に比べてマネーの総量がものすごく膨大ですし、為替市場でもすごいですから、土地取引の動向とか株価の動向、そういうものを何らかの形で指標に乗せて、インフレを回避するシステムを考える価値があるのではないか。

三重野 日本の潜在成長率、自然成長率はどのぐらいかということですが、これは私たちがいま、何・何パーセントという数字をもっているわけではありません。ちなみに、今の政府の中期経済計画では年率三・五%ということになっています。もちろん、今後のいろんなことがありますので、それよりあるいは低くなっているかもしれません。それはよく分かりませんが、しかしいずれにせよ、三%台のどこかに入るのかもしれません。大ざっぱには、そういう見当でよいのではないかと思います。

それに戻るのはいつか、というは大変難しい問題です。先ほども申し上げたように、景気は回復に向かって動き出してはいるが、この動き出したものが果たして本格的な回復軌道に乗って、いわゆるインフレなき長続きのする成長に到達するのはいつか、ということはまだ外的な環境の変化があるので、今だれもいつだと言ふことはできないと思います。しかし、その方向に歩き出しているということは確かです。

私どもは、成長率を云々するよりも、そういった軌道に向かって確実に歩き出したということの方が大事だと考えています。

第二点については、私どももバブルの教訓

として、地価あるいは株価等の資産価格というものを金融政策の視野に入れなければいけない、ということを申しました。しかし、これは卸売物価とか消費者物価とかという物価と違って、金融政策の直接のターゲットにはしておりません。というのは、金融政策でいうものを、ある程度コントロールすることはできないからです。こうしたものはどういうふうに視野に入れるかというのも非常に難しい。

特に土地取引については、最近はいろんな統計が出てくるようになりますけれども、まだ総合的なものというのではない。したがって、これを卸売物価にはもちろん含むことはできないわけですけれども、これが即時に把握できれば金融政策にも大いに参考になる。

それを本当に熱望しているわけですけれども、現在のところデータがないので実際にはなかなかむずかしい。

広瀬（東京新聞） 大変行き届いてまとまつたレクチャーありがとうございました。そこで補足的なものになるかもしれませんのが、為替レートについての判断をうかがいたい。一〇〇円を突破しそうになつたということは、大変なショッキングな事態であります。が、考えてみると、ファンダメンタルズを正

直に反映していくものだとすれば、徐々にもっと円が高くなつていてもしかるべきではないか、という気もします。

一〇〇円を突破したということよりも、むしろ遅かったのではないか、という気もしないではありません。急速な変化はもちろん好ましくないのですが、ファンダメンタルズを正直に反映したレートということでいえば、もう少し高くなつてもいいのではないか、という気がします。

もう一つ、円高を恐れるのは当然であります。しかし、円高のメリットも当然あるわけです。特に輸入面、国民生活面での円高のメリットをもっと評価してもらいたいのですが。こうした考え方からすると円高を一面的に恐れる、それを阻止しようという努力はいかがなものか、という気もしますが、いかがでしょうか。

三重野 円レートに対する評価あるいは先行きについて、私のような立場の者が、こういうパブリックの席で何か話をすると、マーケットに非常に不測の影響を与えます。私は原則としてしゃべっておりません。先ほどの講演の中でお話したことが精一杯です。

それはそれといたしまして、円高はメリットもあるのではないか、ということは全くお

つしゃるとおりです。結局、長い目で見ればメリットは必ずあるわけですが、最初に出てくるのは、やはり輸出企業の採算悪化に伴うダメージとなつてくるものであるから、特に今日本のような、ようやく景気がよくなりかけているところには、そういう円高のデメリットがまず出てくる。そういう点で非常に憂慮しているということです。

それから、ちょっと問題を離れますか、それでは対策はあるのか。これは例えばさつき申しましたように、各国とも緊密に連絡を一私どもの為替担当者は眠れないわけです。こちらが夜のときは、向こうは昼間なわけですから、本当に気の毒なぐらい密接に連絡を一とっているということをまず申しあげておく。

また、例えば介入をすれば、それは効く。効きますが、介入によって鈍細工のごとく、水準をどうこうすることはできないわけです。したがつてファンダメンタルズ、これには経常収支も入るのですが、そういうファンダメンタルズをどういうふうにもつて行くか、ということが大事です。

すこし問題をすり替えるようですがれども、円高にはいろんな背景があります。一番大きな背景は、やはり経常収支の大幅な黒字、年間一三〇〇億ドルの黒字、これは減る

にしてもそう大きく減るかどうかまで分からぬ。したがつて、この経常収支対策をどう考えるかということは、急がば回れではないけれども、大事なことではないか。

経常収支の黒字が、私は悪だとは思っていない。今まで経常収支の黒字が続いたことが過去の歴史上、いろいろな国にたくさんあります。特に今は、アジアがあれだけ市場化、産業化が進んできたのは、日本から直接投資が行き、また資本財の大幅な輸出があってこそであり、そういう意味では、アジアの産業化というのは、日本の経常黒字に大いに依存しているということが言えるわけです。

しかし、善惡の問題ではないが、これだけ大きな黒字があると、どこかが大幅な赤字になつてているわけであるし、かつまたしばしば急激な円高の一つの背景にもなつてているわけですから、これをできる限り地道に、しかも日本経済にとってプラスになる方向で減らして行くということは必要だと思ひます。

その場合に考えられるのは、二ヵ月ぐらいたる前に外國特派員協会で少し話したのですが、結論から言いますと、私は趨勢的なものに対する解決は三つあると思います。

一つは、規制緩和と対日アクセスの改善。二つ目は社会資本の充実。三つ目は、今日も触れておりますが、金融資本市場の整備だと思う。この三つを地道にやっていけば、結局何がしか投資貯蓄バランスが改善され、その分だけ黒字が減るだろうし、日本経済の発展のためにも資するのではないかと思う。

て、どうしても趨勢的には黒字が大きいわけです。いま一三〇〇億ドルの黒字をその二つの部分に定量的に仕分けすることはできませんが、日本の黒字の大きな部分は趨勢的な部分です。したがつて、これに対する対策も分けて考えなければならない。循環的で短期的なものについて、これは内需中心の、私が何度も申しあげている「インフレなき長続きする成長」が実現すれば、当然その部分は黒字が減つてくるだろう。従つて、これが黒字対策のひとつである。

しかし、こうした貯蓄投資バランスに起因する問題は、相手の国の努力にも関わるものであり、黒字国、赤字国双方が共通の認識に立つ必要があるが、それはそれとして、まず自分のところがしっかりとやらなければならぬ。という意味では、いまあげた三つのことをしつかり実行することが第一で、右往左往する必要はない。私自身はそう考えていま

今（個人D）預貯金金利と物価上昇のからみなのですが、今一年ものの定期預金は大体一%後半ぐらいです。ところが二〇%の利子課税があります。したがって一%半ばとなるが、一方で消費者物価の上昇率は昨年で一・三%であった。そんなわけで預金者の実質的な利子はほとんどゼロに近くなる。そういう状態が、昨日きょうではなく、長く続いているということです。

通貨の番人である日本銀行が、資本需要サイドの立場を重視して、資金供給サイドといふか生活者の立場をやや低く見ているのではないか。

ただ、これは私の答えがわかつていて、わざと質問なさったと思いますが、金利政策というのは、どこそこの経済主体の利害を勘案して運営するということではなく、結局は国民経済全体を対象にして金利を上げ下げしているわけです。たとえば今の場合は企業のリストラを実施する上でいろいろな意味でプラスとなっており、それがあって初めて日本の経済はうまく運行されていく。

たとえば公定歩合八%ぐらいのときもあつたわけです。そのときは預金者は得をしておられて、企業はフウーフウー言っておられた。結局、企業も個人もみんなそうですけれども、日本経済がうまく運行して行つて、初めていろいろな利益が享受できる。私どもはそういうふた国民経済的な観点から金融政策を行つてゐる。もちろん、今のようなお話を聞くと胸が痛みますが、さりとて、そのためには預金金利を上げるということもできない。要するに国民経済全体の立場でやつてゐるときは、各層から正反対の批判が出る。おもしろいですが、金利を下げてくると、例えば今のように意見の電話が私どもの広報に頻繁に寄せられ、金利を引き上げると今度はまた逆の立場の人から苦情電話がくる。いつも胸を痛めていますが、結局国民経済のためにやつてゐるということで、ご了承いただきたい。

鈴木（日経OB） M2+C/Dをマネーサプライの指標として考えることに問題があるとお考えなのか、それとも、マネーサプライを金融政策のターゲットとして考えること自体に問題があるということなのか。

三重野　過去については景気の実態面の動きとをみると、 $M2 + CD$ が一番安定的な関係にあったわけです。したがって、バブルの前は、 $M2 + CD$ をマネーサプライの主要な指標として使っていました。その後、さつきも申しましたように、バブルによって $M2 + CD$ と実態経済の関係が非常に不安定になってきた。したがって、 $M2 + CD$ だけでは具合が悪い。ということで、いろいろな指標——例えば広い方では広義流動性——というものもある——をみており、それが一番よいかという点については、現時点では $M2 + CD$ にとらわれず、全体を見ていろいろやっている、ということです。

次にマネーサプライをターゲットにするのはどうかという点については、これはご存じのとおり、例えばアメリカ、ドイツはマネーサプライをターゲットにしていたわけです。ところが日本の場合はターゲットにしていない。ターゲットにしていないけれども、金融い。

政策を運営するに当たっての重要な指標として、四半期ごとに見通しを発表する。それは今も続いている。

この場合、マネーサプライをターゲットにしている国、特にアメリカが顕著ですけれども、アメリカもバブルで資産価格の上昇があって、さっきも言ったように安定的な関係が失われてしまっている。ですからターゲットにすると非常に具合が悪いことになる。しかしそうは言つても、ターゲットにすることをやめてしまうこともまた具合が悪いという、非常なジレンマに陥っている。連銀当局としては、ターゲットとしてのウエートを後退させるということははつきり言つています。

私どもはどうかというと、繰り返しになるが、マネーサプライは重要な指標と考えているが、ターゲットにしたことはなく、今後もターゲットにはしないと思います。しかし、それではどうなってもいいのかと言うと、そうではなくて、何か経済に異変がおきた時には、必ずマネーサプライが大きく変動している。景気との関係で先行性が失われたとしても、同時性についてはやはりまだ有用である。したがつて、マネーサプライは金融政策を運営する上の重要な指標である。前のような景気との関連性がなくなつたから、もう使わないというようなことは全然考えていない

い。

内藤（NHKOB） 円高が長期的にみればよいと言つても、足もとでみれば膨大な為替差損が発生したり、産業が空洞化するといった具合に大変ゆき問題がある。その辺の認識と協調介入について確認をしたい。

三重野 終わりの方の質問に対する答えから言います。介入については中央銀行総裁はノーコメントですから、返事はできません。前の方の質問についても、長期的にはメリットがあるから円高になつてもよいかと言えば、それは別問題だと思います。さっきも言ったように、その時その時で違うと思う。今は、ちょうど景気回復に向おうとしている時なのだから、デメリットが先に出てくることは好ましくない。しかも、どちらに向かう場合でも急速な変動は好ましくないので、為替の推移については重大な関心をもつてウォッチしているということに尽きると思います。

（文責・編集部）